

教 健 体 第 9 4 号

令和2年（2020年）4月30日

各市町村教育委員会教育長 様
（各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の更なる要請について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請等について」（令和2年4月21日付け教健体第78号通知）に基づき取り組んでいただき、その期限を迎えるところですが、本日、知事から学校の臨時休業について改めて要請がありました。

つきましては、本道における感染の流行を早期に収束させるため、集団による感染の拡大を防止することが極めて重要であり、徹底した対策を継続する必要があることから、貴所管の小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に関し、令和2年5月7日（木）から10日（日）までを臨時休業とすることを要請します。

なお、5月11日（月）以降の対応については、国の緊急事態宣言の取扱いや道の対策などを踏まえ、速やかに通知します。

学校教育局高校教育課
学校教育局義務教育課
学校教育局特別支援教育課
学校教育局健康・体育課
学校教育局生徒指導・学校安全課
教職員局教職員課
教職員局福利課